

各 位

北海道における「まん延防止等重点措置」の適用に伴う「はこだて割」函館市民限定利用の取扱いについて（第3報）

函館市観光誘客促進事業「はこだて割」事務局

本事業は、北海道における「まん延防止等重点措置」の適用により、令和4年（2022年）1月27日（木）から、新規予約については「函館市民限定」での取扱いとしておりますが、同措置の適用期間が再度延長されたことに伴い、引き続き下記の取扱いを継続します。（以降、**黄色網掛**部分が、第2報からの変更点となります。）

令和4年（2022年）1月27日（木）0：00から**3月21日（月）**23：59までの間に予約された対象商品については、利用者が「函館市民」であることを確認するため、下記の通りの取扱いとなりますので、ご利用にあたっては十分ご注意ください。

○ 本人確認書類の確認・提示について

1. 予約時

新規予約を「函館市民限定」としている期間については、予約時のWEB サイト等への現住所の入力や、電話、FAX、メール等の手段で、函館市民であることを確認します。

2. 宿泊施設利用時

現在、「ワクチン・検査パッケージ」制度に基づき、「はこだて割」対象商品で宿泊する全員に対して、宿泊施設チェックイン時の本人確認書類の提示を義務付けています。

令和4年（2022年）1月27日（木）0：00から**3月21日（月）**23：59までの間に予約された「はこだて割」対象商品については、**旅行参加者全員の現住所が「函館市」だとわかる本人確認書類をご提示いただきます。**

函館市民であることが確認できない方は助成の対象外となります。本人確認書類は、運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、その他函館市民であることが確認できるものとします。

※ 本人確認書類に記載の住所が現住所と異なる場合については、当該本人確認書類と併せ、**直近（3ヶ月）の公共料金（電気・ガス・水道・固定電話等）の領収証書（現住所及び氏名が記載されたもの）**で函館市民であることが確認出来れば助成の対象とします。

【対象外となる主な例】

- ・ 同一グループの中で函館市民と函館市民でない方が混在している場合、函館市民のみ対象となり、函館市民でない方は、対象外となります。
- ・ 予約時点で函館市に在住していたが、旅行当日の時点で函館市外へ転居している場合。
- ・ その他、宿泊施設利用時に函館市民であることが確認できない場合。

※ **対象外となった場合の差額については、別途販売事業者が定める方法にて、お客様ご自身に追加でお支払いいただくこととなりますのでくれぐれもご注意ください。**

以上